

議員（渡邊 美喜子）

済みません、やり直し致します。

11番 渡邊 美喜子、一般質問させていただきますが、その前に、実は朝でございます、多度津駅前が多度津高校の生徒の皆さんが立哨のボランティアをしておりました。今日の質問は、1点目はひきこもりの支援について、2点目は、ネット依存の対策についてであります。立哨している姿を見て、正直ほっとしたというのか、すがすがしい気持ちになりました。本当にうれしく思いました。

それでは、1点目のひきこもり支援について質問を致します。

ひきこもりについて、厚生労働省の定義は、様々な要因により、社会的参加を回避し、他人と関わることや外出をせずに6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を示すということになっています。体や心の健康上に影響が出てくるものと思われまます。全国でひきこもりの人が1992年に131万人、1997年は171万人、2002年にはなんと213万人で増加傾向にあります。そのうち、15歳から39歳のひきこもりの人が54万人に上ると調査結果が出ております。35歳以上でひきこもりになった人が倍増するなど、長期化、高年齢化が進んでいます。10年間で約80万人増えています。ひきこもりの状態になったきっかけは、統合失調症や鬱、強迫性障害、発達障害などを持つ人がひきこもりになることもあれば、学校でのいじめや人間関係のもつれ、職場の不適應などが上げられます。家庭以外の場所で活動することが苦痛となり、緊急避難的に自宅に閉じこもってしまうことが始まりとされています。また、ひきこもりは当事者だけではなく、家族の問題であります。将来が不安、孤立感を深めやすい、家族支援への必要性が重要であります。家庭的で秘密であったりして家庭内の問題が表面化、また実態把握が難しいこともあります。そして、背景には、不安定な就労があることも伺え、家族の負担が大きい実態が明らかになり、大変に深刻な社会的問題であります。

そこで、質問に入ります。

本町のひきこもりの件数や実情は。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員のひきこもりの支援についてのご質問にお答えをして参ります。

本町のひきこもりの件数や実情は、についてでございますが、現在本町にひきこもりの状態にある者の件数については把握出来ておりませんが、2016年に内閣府が発表しているひきこもりの出現率は、自分の好きなことなら外出出来る準ひきこもりも含め、1.8%であることから、本町も同程度と考え、11月1日現在、15歳から39歳の人口に当てはめると、110人前後と推計されます。しかしながら、この出現率は、15歳から39歳を対象とした調査から算出された

ものであり、実態把握には不十分であることから、内閣府では今後40歳以上についても調査を予定をしております。本町の受ける相談件数は、平成26年から現在まで、延べ件数で12件です。相談を受けた12件とも家族、親族、民生委員からの相談で、ひきこもっている期間と致しましては、2年から20年という長期にわたるケースもあります。相談内容としては、親亡き後どうしたらいいか、面倒を見てくれる施設はないか、働くためにどうすればよいかなど、家族による訴えとなっております。相談後、家庭訪問を行うも、当事者本人に会えたケースは今のところありません。状況が悪化し、外出の機会がなくなったケースもありますが、継続して家族からの相談を受けている状況であります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今の答弁でございますが、全国で54万人ということで、15歳から39歳ひきこもりが約100名ということですので、ということは、全体で全国のひきこもりの数は213万人ということですので、大体計算しましたら、ひきこもっている方が多度津町では200名おられるんじゃないかという風に解釈しておりますし、またこれは増えてくるんじゃないかという危機感を感じておりますし、相談件数は12件ですか、少し少ないかなという風に思っております。

そこで、次の質問に移ります。

ひきこもりの支援の状況ということで、ひきこもりの支援の窓口は、本人や家族の支援状況は、ひきこもり支援の社会的資源につきまして質問します。答弁お願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員のひきこもり支援の状況についてでございますが、まずひきこもり支援の窓口は、本町で実施している心の相談や県内各保健所で実施している精神科医による相談を行っております。また、ひきこもり専門相談機関として、香川県ひきこもり地域支援センター「アンダンテ」があり、専門の相談員がひきこもり状況にある本人及び家族の相談を受けております。その他ハローワークやさぬき若者サポートステーションでは就労に関する相談を、多度津町社会福祉協議会では生活困窮者の自立支援に関する相談を受けております。

次に、本人や家族の支援状況ですが、本町に相談があった場合、まず保健師による相談を受け、ケースに応じた支援機関につないでおります。家族の希望があれば家庭訪問を行いますが、ケースによっては、より専門の保健所、保健師や相談員の同行を依頼しております。

最後に、ひきこもり支援の社会資源についてでございますが、医療機関や各相談窓口等、公的機関が実施する居場所事業や一般社団法人や自助グループに

よる居場所提供を初め、各種相談や訪問などがあります。また、香川県は委託事業として、ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業を実施し、当事者や家族の支援が適切に行えるひきこもりサポーターを養成しております。さらに、ひきこもりを抱える家族会には全国規模の組織があり、家族、家庭の悩みを共有するなど、メンタルヘルスをケアしたり、講演会や学習会を開き、本人や家族が社会から孤立することのないよう活動をされております。ひきこもりに至った原因や本人の現状により利用する社会資源を選択する必要があります。適切な支援につなげることが重要であります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ひきこもりの支援の状況ということで、ひきこもり支援の窓口はということでありましたが、私なりに調べさせていただきました。

ひきこもりの窓口ということで一番多いのが、やっぱり病院とか診療所が57%、職業安定所などの就労支援機関が33.3%、保健所そして保健センターということで14.3%、これが多度津町の窓口という解釈でよろしいのでしょうか。それと心理相談、民間の機関が14.3%、発達障害者支援センターが9.5%、精神保健福祉センターが9.5%ということになっております。

そして、次の分ですが、本人の家族や支援状況はということで、一応相談内容という部分で調べさせていただきました。先ほど町長さんの答弁の中に、親亡き後とかそういう部分があります、確かにそうだと思います。周りの目を気にして誰にも相談出来ないとか、どう対処していいのかわからないとか、こうなったのは家族の責任であるとか、子供との対話、会話がない、そして怖いですね、子供が怖い、顔色を伺って生活をしている、こんな生活がいつまで続くのかとか多くの不安で生活しているということになるかという風に思っております。ぜひとも家庭の家族の支援は大切だと思います。

そこで、早期発見、早期治療という部分もあるわけですが、先日目にしたのがひきこもりにおける家族支援の実際と、こういう部分をとりました。これは、11月30日で本当は勉強しに行きたかったんですけども、どうしても時間がなくて行くことが出来ません。その中で、ひきこもりにおける家族支援の実際ということで、これは高松なんですけども、こういうことを配布するとか、全戸配布は無理としても、ある程度把握出来ている先ほど言われました社会福祉協議会とかそういう部分で何らかの形で本当に困っている方にお渡しするというのもいい支援の一つになるのかなという風に思っております。個人情報とかそういうプライバシーに関わるという風になっておりますが、そういう部分が多分にあるから、なかなか改善されにくい隠れている部分があるのかなと思います。

そこで、社会的資源ということで、実は早期発見、早期治療には、ひきこもりサポーター派遣事業とかという部分がありまして、養成の研修があるということを知っています。そこで、現在町ではそういう研修を受けている方が何人いるんでしょうか、再質問です。

健康福祉課長（富木田 笑子）

ひきこもりサポーターが町内に何人おるかというご質問でございますが、現在香川県では、ひきこもりサポーター登録者数としまして、平成30年度では27名いらっしゃいます。活動サポーターとして23名、協力サポーターとして4名ということでございます。各市町には名簿が配布されておりますので、これらのひきこもりサポーターの支援が必要な場合には、連絡をさせて頂いて、派遣をして頂くというような活動がございます。町としてこのひきこもりサポーターの研修は行っておりませんが、香川県の事業として、先ほど申しました家族会の方に委託をしております、研修をしております。町の方と致しましては、民生委員さんの定例会の中で、当事者をお呼びしたり、県の職員、保健師をお呼びして講演をして頂く中で、周知啓発を努めております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ぜひとも町で研修を受けられる、養成研修を受けるということは、すごくこれからは大切なことでありまして、早期発見、早期治療につながるという風に思っておりますので、香川県で平成30年は27名、また多度津町としては、民生委員研修会、定例会にお話をしているという部分もあろうかと思いますが、民生委員さんだけではなく、町の職員の皆さんも色んな部分で相談等を持ち込むケースがこれから増えてくると思いますので、ぜひとも現在あります町の養成研修者を増やして頂ければという風に思っております。この件に関しては、町長さん、お願い致します。

議長（志村 忠昭）

今のは答弁が要るんですね。

丸尾町長、答弁するん。

議員（渡邊 美喜子）

早期発見は、ひきこもりのサポーターの派遣事業として、やはりこれは養成研修が必要だということで、今、富木田課長がお話しされましたが、香川県で平成30年27名の方が研修を受けているということで、町としては、民生委員の定例会のときにお話等をしていると聞いておりますが、今後絶対に増えてくる可能性は私はあると思っております。全国的にも増えてきておりますので、こういう機会がありましたら、養成の研修にぜひとも職員の方に受けて頂ければなという再質問でございます。町長さん、お願いします。

町長（丸尾 幸雄）

ただいま同じ質問を2度リクエストしまして申し訳ありませんでした。ただいまの質問につきましては、私どもの職員も研修を積んで、そしてこのひきこもりの案件が少なくなるように努力をしていきたいとは思っております。なかなか社会の中ではなかなか見つかりにくい案件であります。今ちょうど渡邊議員さんの質問を聞いているときに、別の私は最近読んだ小説のことを考えてました。それは、「かがみの孤城」というご存じかとは思いますが、女性の作家なんですけども、その中で、みんなひきこもりの人ばかりがたまたま偶然選ばれたんですけども、自分の家の鏡を通して十何人が集まってくる、そんな小説の話をしたっていかんのですけども、自分もそのときに感じたことが、こういうひきこもりの人って本当に真剣に悩んでいるんだなど、そしてそれが意外なところでみんなつながっているんだなということを感じました。今そういうことを感じながら、今、渡邊議員さんの再質問についての答弁をさせて頂いております。私ども行政としても、出来るだけのことはしたい、またそういう機会がたくさんあれば、私どもの職員も研修会に参加したいと思っております。よろしくお願い致します。

議員（渡邊 美喜子）

ぜひともお願い致したいと思えます。

それでは、3番目のひきこもり支援について、町の施策や方針について、ダブる部分があるかも分かりませんが、お願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

ひきこもり支援についての町の施策や方針についてお答え致します。

ひきこもり支援については、渡邊議員ご指摘のとおり、本人支援はもとより、家族支援が重要となります。親や家族が他人と比較したり、周囲からの評価を気にして、ひきこもることを恥ずかしいと隠し、なかなか相談出来ない状態にあります。家族を孤立させないために、家族への支援を最優先し、相談しやすい環境づくりが必要です。そのために、ひきこもりに対する正しい知識と理解を広め、ひきこもりサポーターの利用や地域の民生委員の協力、また家族会や専門の支援機関と連携を図って参ります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

そうですね、色んな連携という部分が本当に必要だと思います。

そこで、適切な対処法が分からないまま、本人も家族も不安定な生活をしている、この部分ですよね。実は私も調べてみましたら、適切な対応と援助により社会参加につながり、働くことにつながっているということで、これを実際に成功例があります。人口が3,800人、秋田県の藤里町の社協が実践して注目されています。長時間家に閉じこもっている人たちに寄り添い、試行錯誤の末、

地域ぐるみで支え、社会復帰をされた方が何人かいるそうであります。このように家族を対象とした同じような皆さんで同じ境遇を共有するという部分で、家族への情報交換とか勉強会を行ったり、そういう部分がすごくいい成功につながっているということ、ひきこもりの対応のやり方や悩みの軽減につながっているというケースも出ております。多度津町もそういう部分でしているとは思いますが、なかなか本当に適切な対処法は、個人によって全然違いますので、本当に大変なことだとは思いますが、それでより効果的な支援につながるためにも、ひきこもりの相談とか誰でも気軽に相談出来る窓口ということで、それぞれ立場で考えているとは思いますが、なかなか窓口に行けない、そこまで辿り着くまでには時間がかかるという部分があるかと思っております。訪問等もされているとは言われましたが、なぜこの対象者の方に会えないのかという部分で再質問させていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の再質問にお答え致します。

ひきこもり本人の方になかなか会えない、また相談が繋がらないということもございますけれども、ひきこもりに対する社会の理解がまだまだ広まっていないことも事実であります。本人が怠けているだとか親が甘やかしているというような社会の価値観、それを本人も親も同じような考えに至り、恥ずかしいこととして家庭内で隠してしまうことが多いため、家族が孤立してしまい、相談につながらない、相談に至るまでに平均4年かかっているというデータもございます。まずは社会のひきこもりに対する知識を広め、家族が相談しやすいように図っていく、これが一番重要かと思っております。家族の苦悩は大変なものでありますので、当事者同士だったり経験者、家族会を通して、相談、支援が出来ていかなければならないと考えております。そのためにも町と致しましては、広く知識と理解を広め、今後活動していかなければいけないと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

確かに皆さんに理解してもらうのは大変なことかも知れませんが、でも全国各地で先進事例という部分が参考になろうかなという風に思っております。ひきこもりに関しては、本当にどこの地域も含めまして、やはりいろいろと試行錯誤されて頑張っておるという事例もありますので、そういう部分も含めまして考えて頂きたいと思っておりますし、社会福祉協議会また関係各課、関係機関、民生委員さんもまた地域住民も連携しまして対策を強化して頂きたい、そのように強く望んでおります。それから、今回質問に当たりまして、根が深いというのか、大変に難しい社会問題であるということに正直痛感しております。勉強不足で本当に質問していいのか、途中でこういうことを思った訳で

ございますが、でも放っておけない、そんな思いで質問を今回取り上げさせて頂きました。私たちは、一般質問で済む訳でございますが、でも当事者にとりまして、家族にとりましては、命の危機となることにつながっておりますに、強く助けを求めているということ、町を挙げて支援の強化を強く求めます。その点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、2点目に入ります。

2点目の質問はネット依存症についてであります。ある新聞に、ネット依存の中高生が93万人、ネット依存が中高生7人に1人などとの見出しで掲載され、大変に衝撃とネットの恐ろしさを痛感致しました。ゲームのやり過ぎは世界保健機関WHOにおいても疾病に分類され、大きな社会問題として警鐘を鳴らしています。ゲーム障害の主な症状は、日常生活に支障が出る、インターネットがやめられない、学校や職場を遅刻する、欠席、成績低下、昼夜逆転生活、食事をとらない、暴力、ひきこもり、鬱病などの合併症、重症の場合は脳の萎縮障害などが起こることも言われています。実際に起こっております。5年前の調査では、依存者は50万人と危機信号が出ていました。それを受けて、文部科学省は、小・中・高の学習指導要領の中で、ネット依存の問題を取り上げて、歯止めをかけている成果でございますが、なかなか成果が上がってないということをお聞ひしております。対策の遅れを指摘する声もあります。

質問に入ります。

本町の小・中高のネット依存の状況把握についてお願ひします。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の本町の小・中高生のネット依存の状況把握についてのご質問にお答え致します。

本町にネット依存の児童・生徒がどれほどいるかという正確な数字は把握出来ておりません。ただし、ネット依存やネットの誤った使い方によって、トラブルや事件の発生、子供の不登校の相談から学校や教育委員会がネット依存の事案を知ることが出来ます。こうした事案が小・中学校ともに、毎年数件あることは把握しております。ネット依存の定義が無料通話アプリやソーシャルネットワーキングサービス、オンラインゲーム等の長時間利用による生活習慣の乱れや不適切な利用等による問題と考えると、1日の利用時間が実態把握の一つの方法であると考えます。ネット依存の状況を図るデータに、香川県学力・学習状況調査、質問紙調査があります。この調査の中に、月曜から金曜日の間、コンピューター、スマートフォンを使ったテレビゲームの時間を問う設問があり、これによりますと町内小学5年生で4時間以上と答えた児童は10%、全く使用していない児童が12.5%で、残り77.5%がその間に位置する児童です。6年生では、4時間以上が6.4%、全く使用していないが9.8%。中

学1年生では、4時間以上が10.7%、全く使用していないが11.8%。中学2年生では、4時間以上が14.8%、全く使用していないが8%です。

また、携帯電話、スマートフォンで通話やメール、インターネットをする時間についての設問によると、5年生、6年生、中学1年生、中学2年生の4時間以上利用している児童・生徒は、それぞれ順に6%、4.4%、11.8%、11.7%となっており、4時間以上の長時間利用者は、小学生より中学生の方が多いたことが分かります。また、全く使用しない割合は、学年が上がるにつれて減る傾向にあります。4時間以上の長時間利用者は、県と比べると小学校は若干少なく、中学校は若干多い傾向にあります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでは、次の質問に移らせて頂きます。

時間の都合上がありますので、質問の2番、3番は同時に答弁して頂きたいと思えます。

2番目の今後の対策や方針について、そして3番目の今後の課題について答弁お願い致します。

教育長（田尾 勝）

渡邊議員の今後の対策や方針についてのご質問にお答えします。

今後の対策等についての1点目は、広がりを持つ啓発活動の実施です。ネット依存の問題は以前から大きな問題となっており、様々な取り組みが行われてきました。市町の教育委員会、県の教育委員会、香川県警察本部、県のPTAの連絡協議会、県の小・中学校長会ともに、連携を図りながらまとめたスマートフォンやゲーム機等の使用の適正化に向けた共通ルールをもとに、啓発活動を行いたいと考えております。その中にある「さぬきっ子の約束」で、1、家の人と決めた使用ルールを守ります、2、自分も他の人も傷つけない使い方をします、3、夜9時までには使用を止めます、このことを児童・生徒、保護者、地域の人々にも知らせ、今後も啓発活動を継続して進めて参ります。

2点目は、情報社会で適正に活動するためのもととなる考え方や態度を育むための情報モラル教育を学校での教育活動にも位置づけ、計画的に学習が進められるよう、学校を支援していきたいと考えております。小学校では、特別活動、道徳、総合的な学習、中学校では、特別活動、道徳、技術家庭、保健体育などの教科の授業で情報モラル教育を推進して参ります。

3点目は、保護者、教職員への啓発活動の推進です。

各小学校、PTA単位で専門家や警察と連携した安全教室、防犯教室、情報機器の取り扱い等についての学習会を既に実施しております。今後は、保護者、教員がともに学ぶ、子供と一緒に論議し、学び合う研修会を推進していけるよう、関係機関とも連携を図り、啓発等を進めたいと考えております。



2点目の今後の課題についてのご質問にお答えします。

スマートフォン等の機器については、家庭において購入し使い始め、料金は保護者が支払うことがほとんどであり、利用する機会も最も多いのが家庭においてです。こうしたことから、家庭の果たす役割は大きいと思います。また、使用開始の低年齢化も大きな課題となっております。保護者の方々には、利便性と内包する問題について理解した上で使う目的や使い方について、保護者の考え方を子供たちにしっかり伝えるとともに、そのことについて子供と話し合う関係と機会を作ることが最も重要だと考えます。さらに、子供の鏡である大人が正しい使い方の手本を示したり、ある意味対極にあるとも言える直接体験とか自然体験の場、機会を広げたりすることも重要であると考えます。加えて、ネット依存が深刻な状況の子供たちへの対応についても、大きな課題があります。家族の方々と相談の場を持ち、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの相談、さらには医療機関につなぐということも視野に入れた取り組みが必要になってくると思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ぜひとも啓発活動、そうした講演会等で保護者の方、また子供たちにもしっかりと警鐘を訴えていって頂ければという風に思います。そういうことは、最初に一般質問しましたが、ひきこもりの一因になることを防ぐ、防止するということにもつながりますので、ぜひとも引き続き、よろしくお願い致します。渡邊 美喜子の一般質問は終わらせて頂きます。